

平成30年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

【次第】

- 1 開会
- 2 過去の処分事例
- 3 平成30年度障害福祉サービス事業者等実地指導
- 4 介護給付費等の請求にかかる注意点
- 5 業務管理体制の整備に関する届出
- 6 防犯・防災体制等
- 7 障害者虐待防止法
- 8 障害者総合支援法改正、基準条例改正等
- 9 障害福祉サービス等情報公表制度の施行
- 10 その他・事務連絡

熊本市障がい保健福祉課

【1】

開 会

【2】

過去の処分事例

過去の処分事例（熊本市）

処分年度	処分内容	処分の理由	サービスの種類
H29	効力の一部停止	・人格尊重等違反	施設入所支援等
H27	効力の一部停止	・人格尊重等違反	共同生活援助
H27	効力の一部停止	・虚偽の報告	児童発達支援 放課後等デイ サービス
H24	指定取消	・不正請求	就労継続支援A 型

障害者総合支援法における処分等

実地指導／監査 等による状況確認・調査(法第48条)

- ・勧告
- ・命令(勧告に従わない場合)

- ・指定の効力の停止(一部停止・全部停止)
- ・指定の取消

【対象事由】(法第49条)
以下のいずれかに該当

- ① **人員基準違反**
(指定基準に適合していない)
- ② **運営基準違反**
(指定基準に適合していない)
- ③ 休止・廃止した場合に
利用者への便宜供与を
行わなかった

【対象事由】(法第50条) 以下のいずれかに該当

- ①事業者の欠格事由該当
- ②人格尊重等違反(虐待事案等)
- ③ **人員基準違反**(指定基準を満たすことができなくなった)
- ④ **運営基準違反**(指定基準に基づく運営ができなくなった)
- ⑤ **不正請求**
- ⑥報告・物件提出の拒否、虚偽の報告
- ⑦検査の拒否等
- ⑧指定に係る虚偽申請等
- ⑨～⑫(その他法令違反等)

【3】

**平成30年度
障害福祉サービス事業者等
実地指導**

指導の目的等

【根 拠】

- ・熊本市指定障害者福祉サービス事業者等指導監査要綱

【目 的】

- ・指定事業者等に対し、指定基準（人員、設備等）及び報酬基準等に基づき、給付費対象サービスの質の確保及び給付費の適正化を図ることを目的として指導及び監査を実施する。

【方 法】

(1) 指導 ① 集団指導 ② 実地指導

(2) 監査（サービス内容が不当である場合や自立支援等給付に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合等）

平成29年度 実地指導実施状況

サービスの種類		実施数
居宅系		12
日中活動系	生活介護	10
	自立訓練（生活訓練）	4
	就労移行支援	4
	就労継続支援A型	6
	就労継続支援B型	3
	短期入所	3
	療養介護	0
	障害児通所支援	20
居住系	共同生活援助	5
	障害者支援施設	5
	障害児入所施設	1
計画相談支援		3
合 計		76

平成30年度の実地指導の方針

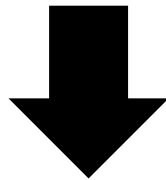
① 重点的に確認・指導を行う項目（重点項目）

	項目	確認内容
1	サービスの質の確保・向上	・自己点検等の実施
2	サービス提供に係る 安全性の確保	・関係法令の遵守 ・事故発生時の対応 ・非常災害対策 ・防犯対策
3	虐待の防止に向けた取り組み の徹底	・虐待発生の有無 ・虐待防止のための措置
4	身体拘束の解消に向けた取り 組みの徹底	・身体拘束の有無 ・身体拘束に係る記録
5	不正請求事案への厳正な対 処	・人員基準等の遵守 ・変更届等の提出
6	障害者差別解消法への対応	・国が定める対応指針（事業者向けガイドライン） を参考とした主体的取り組み

平成30年度の実地指導の方針

② 実地指導の対象事業所の選定

- ・指定後、半年～1年程度経過した事業所
- ・前回の実地指導より3年程度経過した事業所
- ・その他、過去の実地指導等の実施状況等を考慮し、今年度の実地指導の実施が必要と判断した事業所



本市より任意で事業所を選定し、実地指導を行う
(全事業所が実地指導の対象となり得る)

平成30年度の実地指導の方針

③実地指導の実施方法

(1)実施の通知 (市→事業者)

- ・実施日より約1ヶ月前に実施の連絡・通知 または
- ・約1週間～前日までに実施の連絡・通知

※正式な通知文は郵送または実地指導当日の交付

(2)事前提出書類の提出 (事業者→市)

※直前に実施の連絡を行う場合は省略することもあり

(3)実地指導の実施 (市↔事業者)

(4)結果通知の発出 (市→事業者)

(5)改善報告の提出 (事業者→市)

※結果通知の発出から約1ヶ月後の期限までに
提出すること(結果通知に記載あり)

実地指導で指摘の多い事項

1 重点項目

①サービスの質の確保・向上について

- ・自己評価を年に1回以上必ず実施し、その結果を公表すること。
- ・第三者評価については努力義務であるが、財務状況等を勘案し、可能であれば実施すること。

②非常災害対策について

- ・非常災害に関する具体的な計画を作成すること
- ・関係機関への通報及び連絡体制の整備を行い定期的に従業員へ周知すること。
- ・非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。

③虐待防止について

- ・虐待の防止のために必要な体制の整備をすること。
- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずること。

実地指導で指摘の多い事項

1 重点項目

③身体拘束等について

- ・緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはいないこと。
- ・身体拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の状況、理由などを記録していること。
- ・やむを得ず身体拘束等を行った場合は、本市及び利用者の家族等へ連絡していること。
- ・対応方針等を作成し、従業者及び利用者に対して周知すること。

④サービス提供に係る安全性の確保について

- ・建物について、関係部署へ法律上問題ないことの確認を行っていること。（建築基準法、消防法 等）

※床面積の合計が100㎡以下の場合であっても建築士などに建築基準法、消防法などの基準を満たしているかどうかを確認し、障がい保健福祉課に文書などにより報告を求める。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

①サービス管理責任者または児童発達支援責任者について

・サービス管理責任者または児童発達支援責任者の要件とは、以下の全ての要件を満たすものをいう。

- (1) 実務経験を有している者
- (2) 相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講した者
- (3) サービス管理責任者研修(必要な分野)を受講した者
- (4) 本市に届出をされた者

※各要件の詳細については、HP掲載の要件を確認すること。

・サービス管理責任者または児童発達支援責任者の責務とは、以下のとおり。

- (1) 利用申込者の心身の状況、当該サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること
- (2) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

- ・相談支援従事者初任者研修またはサービス管理責任者研修については、開催回数が限られているため、未受講の場合には、遅滞なく受講・修了すること。
- ・新規で事業所を開始し、研修要件のみなしが適用されている場合、経過措置期間中に、速やかに、研修を受講・修了すること。

※サービス管理責任者等の研修要件(みなし)については、**平成31年3月31日までの経過措置**であるため、注意すること。

サービス管理責任者等及びサービス提供責任者でない者が作成した個別支援計画、適切な方法で作成されていない個別支援計画である場合、「**個別支援計画未作成減算**」の対象となるので注意すること。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

＜具体的な指摘事項＞

- ・サービス管理責任者等が不在になっているにもかかわらず、熊本市への相談や届出がなされていない。
- ・サービス管理責任者等の欠勤が多く、勤務時間も十分でない。
- ・サービス管理責任者等常勤要件を満たしていない。
- ・研修要件のみなが適用されているサービス管理責任者等について、事業開始後1年を経過しても研修を修了していない。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

②職員の配置について

- ・必要な職種ごとに、**必要な人員数**が配置されていない
- ・必要な人員数の確保を確認するためには、以下の2点が重要

(1)「常勤」の勤務時間が確保されているか

⇒事業所の常勤職員が勤務すべき時間数※ 勤務していることが必要
「**従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式6-1等)**」を活用し日頃より確認すること

※ 規定労働時間が週32時間未満の場合は、32時間以上を基本とする

(2)人員数を算定する際の「利用者数」

⇒前年度における延べ利用者数÷前年度の開所日数※

「**前年度の平均利用者数の算定表(参考様式7-1)**」にて確認すること

※ 事業所新設から6月以内は、定員の90%、6月~1年未満は、前6月の延べ利用者数÷開所日数

- ・必要な人員数を、**指定事業所単位**において充足していない
- ⇒複数のサービス種別を実施する場合、事業所単位で確認する
兼務の場合も、サービスごとの業務内容や時間数を明確に区別する
- ・必要な資格要件を充足していない

【参考様式6-1】

【参考様式6-1】常勤換算方法による配置有の場合

従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

- 本表はサービス等の種類ごとに作成してください。(多機能型事業所及び障害者支援施設も同様。)また、サービス提供単位(クラス)を複数設置する場合は、単位ごとに作成してください。
- 事業所又は施設に係る組織体制図(特に併設する事業所等における兼務関係等が分かるもの)を添付してください。

平成	年	月分										
事業所(施設)の名称			サービス等の種類		利用定員(人)		前年度の 平均利用者数(人)		週当たりの常勤 職員勤務時間数	40	平均障害支援区分	

※「前年度の平均利用者数」及び「平均障害支援区分」は、人員配置に用いるサービス等の場合のみ記載してください。また、常勤職員勤務時間数が32時間を下回る場合は32時間を記載してください。

	職種	常勤要件等	氏名	勤務時間数等	第1週							第2週							第3週							第4週								合計	週当たりの 平均勤務 時間	常勤換算方 法による 人数	資格等
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
					※曜日を入力																																
常勤換算方法により配置する職員				勤務時間数(時間)																									0	0							
				勤務時間帯																									0	0							
				勤務時間数(時間)																									0	0							
				勤務時間帯																									0	0							
				勤務時間数(時間)																									0	0							
				勤務時間帯																									0	0							
				勤務時間数(時間)																									0	0							
				勤務時間帯																									0	0							
				勤務時間数(時間)																									0	0							
				勤務時間帯																									0	0							
				勤務時間数(時間)																									0	0							
				勤務時間帯																									0	0							
	合計																																		0	0	

	職種	常勤要件等	氏名	勤務時間帯																												資格等
				第1週							第2週							第3週							第4週							
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
				※曜日を入力																												
その他の職員																																

記号 番号	勤務時間

- ※「その他の職員」欄は、常勤換算方法によらない職員（サービス管理責任者、管理者、栄養士、調理員、事務員等）を記載してください。居宅介護等におけるサービス提供責任者は、他の従業者と同じ取扱いです。
- ※「常勤要件等」欄は、「常勤・専従」「常勤・兼務」「非常勤・専従」又は「非常勤・兼務」のいずれかを記載してください。
- ※「勤務時間帯」欄は、勤務時間帯ごと又はサービス提供時間単位ごとに区分し、当該区分ごとに記号番号等を付し、それを記載してください。
- ※福祉専門職員配置等加算を算定する場合は、「資格等」欄に該当する資格（社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士）を記入し、当該資格に係る証明書を添付してください。
- ※目標意識達成指導員配置加算を算定する場合は、「職種」欄に「目標意識達成指導員」と記入してください。
- ※他に参考様式6-2、6

※他に参考様式6-2、6-4もあり

前年度の平均利用者数の算定表

事業所(施設)の名称												
指定申請する サービス等の種類												

1. 事業所(施設)の開所日数

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(A)
開所日数(日)													0

2. 事業所(施設)における延べ利用日数

利用者氏名	平成〇〇年度における延べ利用日数(日)												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1													0
2													0
3													0
4													0
5													0
6													0
7													0
8													0
9													0
10													0
11													0
12													0
13													0
14													0
15													0
16													0
17													0
18													0
19													0
20													0
21													0
22													0
23													0
24													0
25													0
26													0
27													0
28													0
29													0
30													0
31													0
32													0
33													0
34													0
35													0
36													0
37													0
38													0
39													0
40													0
合計(B)													0

【参考様式7－1】

平均利用者数(B÷A)

=

人

小数点第二位以下切り上げ。

※ 行が不足する場合は、利用者数に応じて、適宜、行の追加を行ってください。
※ 共同生活援助(介護サービス包括型)の場合は、障害支援区分ごとに本表を作成してください。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

＜具体的な指摘事項＞

- ・利用者がいないため、人員配置を行っていない。
- ・サービスの提供を行う時間帯を通して指導員・保育士を一定数以上配置する必要がにもかかわらず、時間帯によっては基準を満たしていない。(障害児通所支援)
- ・従業者が常勤要件を満たしていない。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

③別事業所との兼務を行う場合について

- ・事業所間の移動にかかる時間はそれぞれの事業所におけるサービス提供時間(配置基準における算定時間)に含まれないので注意すること。

(例) 同法人の離れた事業所に勤務する場合等

- ・兼務している従業者について、人員配置体制にかかる管理は事業所ごとに行う必要があるため、出勤簿を分けること。
- ・法人役員が事業所従業者としても勤務している場合、支援員等としての時間を管理する必要があるため、出勤簿および勤務時間の管理を行うこと。

<具体的な指摘事項>

- ・従業者の出勤簿および勤務時間を管理していない。
- ・事業所ごとの勤務時間を管理していない。
- ・法人役員が支援員でもある場合、出勤簿および勤務時間を管理していない。

3 個別支援計画の作成・交付(運営に関する基準)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する一連の業務を担当しなければならない。

①個別支援計画の作成手順（次々ページのフロー図も参照）

- (1) 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)
- (2) 個別支援計画(原案)の作成
- (3) 個別支援計画の作成にかかる**担当者会議(利用者に対するサービスの提供にあたる担当者(生活支援員)等を召集して行う会議)**を開催し、原案の内容について意見を求める
- (4) 個別支援計画(原案)の内容について利用者等に説明し、
文書で同意を得る
(利用者等からの記名押印の受領⇒計画として完成)
- (5) 作成した個別支援計画(利用者同意済)を利用者に交付
- (6) 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)
(6月に1回以上*) * 就労移行支援、自立訓練は3月に1回以上
- (7) 個別支援計画の変更(必要に応じ)
⇒以後、(1)～(7)繰り返し

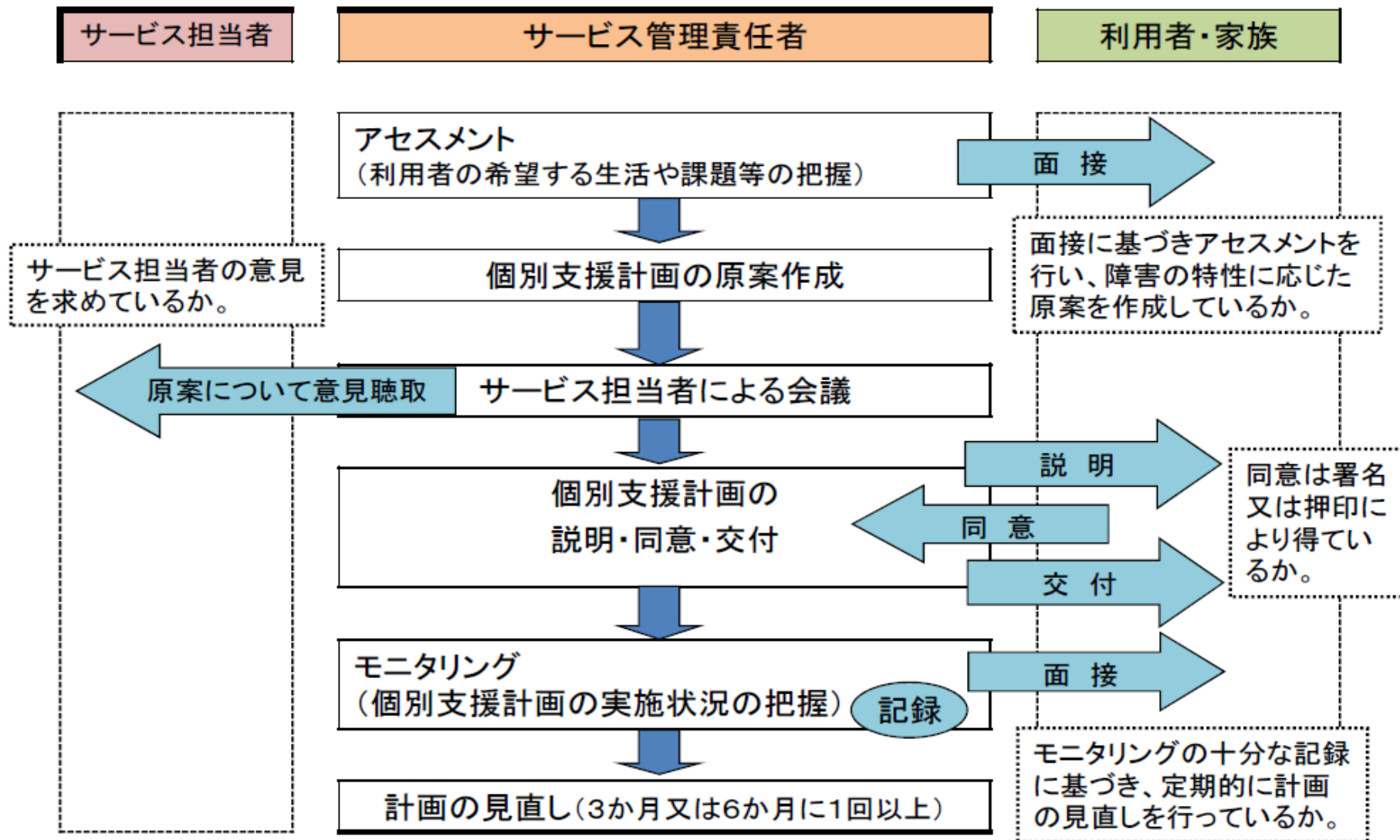
3 個別支援計画の作成・交付(運営に関する基準)

※訪問系サービス(居宅介護計画)では、支援会議やモニタリングは必須ではないが、アセスメントの実施、必要に応じた計画変更、利用者への説明・交付等については、前述の手順に準じて行う必要がある。

個別支援計画の作成にかかる一連の業務が適切に行われていない場合、**個別支援計画未作成減算**となり得るので、注意すること。

3 個別支援計画の作成・交付（運営に関する基準）

参考1 個別支援計画のフロー



実地指導で指摘の多い事項

3 個別支援計画の作成・交付(運営に関する基準)

<具体的な指摘事項>

①個別支援計画の作成について

- ・個別支援計画の作成者や作成日等の記載漏れ。
- ・個別支援計画に記載すべき内容が不足している。(利用者の希望等)

②利用者への交付について

- ・利用者の同意日・署名・捺印等の漏れ。
- ・サービス管理責任者以外の者による利用者への説明および交付。

③個別支援計画の作成に係る担当者会議について

- ・個別支援計画の作成に係る担当者会議が開催されていない。
- ・個別支援計画の作成に係る担当者会議録がない。
個別支援計画の作成に係る担当者会議録において、発言者の発言内容の記載がない。
- ・個別支援計画の作成に係る担当者会議に、生活支援員などの担当者の出席がない。

④個別支援計画の見直しについて

- ・個別支援計画の作成後、モニタリングなどにより個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月(就労移行支援、自立訓練においは3月)に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

①利用開始にかかる手続(運営規程・重要事項説明書・利用契約書等の交付)

利用申込者に係る適切な配慮をし、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供について利用申込者の同意を得ること。

<具体的な指摘事項>

- ・利用契約を締結していない。
- ・契約日、同意日、作成日、事業者印及び利用者印などの記載、押印漏れ。
- ・契約日、契約期間、重要事項説明書及び個別支援計画の同意日などが支援の実施後の日付けとなっている。(利用契約日より前のサービス提供)
- ・運営規程に記載すべき事項の不足している
- ・各々の記載内容について整合性がとれていない(営業日・時間、従業員数、事業の実施地域等の記載が書類ごとに異なっている)

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

①利用開始にかかる手続(運営規程・重要事項説明書・利用契約書等の交付)

<具体的な指摘事項(つづき)>

- ・記載内容が古い状態のままで更新していない(営業日・時間、法律名、条例名等)
- ・運営規程のみを掲示している(掲示すべき内容が不足)
- ・事業所の見やすい場所へ掲示していない。
※掲示が必要な書類は別ページにて案内あり
- ・自動更新の場合は、利用者と定期的に支給決定期間及び契約内容等について確認を行うことが望ましい。

※利用契約を締結していても、支給決定有効期間前のサービス提供にかかる介護給付費等は請求できないので、注意すること。

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

②利用開始にかかる手続き(受給者証への必要事項記載、契約内容報告書の提出)

利用契約締結後は、受給者証に受給者証記載事項(事業者及び事業所名、サービスの内容、契約支給量、契約日等の必要な事項)を記載すること。また、市町村に対しては、契約内容報告書の提出を行うこと。

<具体的な指摘事項>

- ・受給者証へ必要事項の記載が行われていない。一部項目の漏れ。
(事業者名または事業所名のどちらかしか記載されていない。)
- ・受給者証の写しが保管されていない。(事業所記載欄の確認できない)
- ・契約内容報告書の支給決定を行った市区町村への提出が行われていない。

※契約内容報告書は、**本市ホームページ掲載の様式**を使用すること。

※契約内容報告書は、**支給決定を行った区役所福祉課**に提出すること。

※利用契約の終了の際には、利用者と意思確認を行ったのち、当初取り交わした利用契約書に従い、適切に終了の手続きを行うこと。(契約終了の場合も契約内容報告書の提出は必要)

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

③支援記録(サービス提供の記録)について

サービス提供日時、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録すること。
また、サービスを提供したことについて利用者から確認を受けること。

- ・個別支援計画に基づいた支援の記録を作成すること。(個別支援計画において設定した目標の達成度及び目標達成に向けた支援の内容も併せて記載をすること。)

- ・支援の記録の内容は、利用者の心身の状況、利用者への指導、助言、相談対応等の具体的な支援内容及び給付費の算定に係る提供状況(該当する加算等に必要な事項)を記録すること。

- ・支援の記録は、サービス提供の都度(利用した日ごと)記録すること。

- ・支援の記録は、サービスの種類ごとに記録すること。

<具体的な指摘事項>

- ・支援記録を記載していない、または作業内容や「特変なし」とだけ記載。

- ・されている。

- ・利用者からの確認印等がない。

- ・障害者支援施設における日中活動(生活介護等)は利用日ごとの記載だが、夜間支援の施設入所支援は利用日ごとの記載となっていない。また、支援記録においてサービスの種類ごとに分けられていない。

4 その他(運営に関する基準)

④利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲

利用者に支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限られる。

金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、同意を得なければならない。

<具体的な指摘事項>

- ・利用者へ負担させる費用として認められないもの(敷金、礼金、火災保険料、保証会社契約金、管理費、共益費、清掃費等)を負担させている。
- ・光熱水費を月額定額制で徴収しているが、定期的な精算の未実施。
- ・運営規程に記載されていない費用を徴収している。
- ・曖昧な名目による費用の徴収または給付費対象の内容についての徴収を行っている

⇒費用の使途については、内訳・明細により明示できることが必要。

⇒給付費により提供されるべきサービスについて、利用者から別途負担を求めることはできない。

※利用者から徴収する費用は、運営規程や重要事項説明書に明記すること

4 その他(運営に関する基準)

④利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲

<参考通知>

- ・ 平成26年1月29日集団指導資料
- ・ 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
(平成18年12月6日 厚生労働省通知)
- ・ 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」
(平成24年3月30日 厚生労働省通知)

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑤介護給付費(訓練等給付費)にかかる利用者への通知

法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費(訓練等給付費)の支給を受けた場合は、利用者に対し、介護給付費(訓練等給付費)の額を通知すること。本来、介護給付費(訓練等給付費)の受領者は利用者本人であるため、事業所が代理受領した金額は、毎月利用者へ知らせなければならない。

<具体的な指摘事項>

- ・介護給付費等の合計額のみで、詳細な内訳の記載がない。
- ・利用者負担がある者にしか通知を行っていない。
- ・通知した内容を事業所で保管していない。

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑥利用実績にかかる利用者への確認

サービス提供の記録について、サービスの提供にかかる適切な手続きを確保する観点から、利用者の確認を得なければならない。

<具体的な指摘事項>

- ・ 利用者に実績の確認を行っていない。(利用者確認印がない。)
- ・ 実績の確認を請求前ではなく、請求後に行っている。
- ・ A利用者の確認欄にB利用者が誤って確認印を押している。

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑦会計の区分

事業所ごとに経理を区分するとともに、各障害福祉サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分すること。

- ・指定事業所単位ごとに、当該事業所の経理を管理する必要がある
- ・さらに、当該事業所で複数のサービスを実施する場合、サービス種別ごとに会計を区分する必要がある
- ・同一法人で複数の事業所を運営する場合
 - (例)・介護保険事業 と 障害福祉サービス事業
 - ・複数の就労系事業所間
- ・同一事業所で複数サービスを実施する場合
 - (例)居宅介護 と 同行援護 、施設入所支援 と 生活介護
 - ⇒ 各事業単位での収支がわかるようにしておく

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑧事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。事故の状況及び事故に際してとった措置について記録すること。

- ・病院受診を行った場合その他重大な事故が発生した場合は、速やかに以下のとおり各関係機関へ事故報告書を提出すること。
 - (1)事業所指定を受けている本市
 - (2)利用者が支給決定を受けている各市町村
 - (3)利用者の家族 等
- ・サービス提供時間中に生じた事故に係る治療費等については、事業者が加入する保険の適用の可否を検討すること。
- ・報告すべき事故の内容として、送迎中の事故、誤薬(服薬漏れ)、感染症の発生、入所施設等の利用者の無断外泊、職員の不祥事、その他事件等を含む。

<具体的な指摘事項>

- ・事故報告書の本市への未提出、遅滞。
- ・事故に関する記録の未作成。

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑨掲示(事業所内に掲示が必要なもの)

事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

- (1) 事業所指定にかかる指令書
- (2) 運営規程
- (3) 重要事項説明書
- (4) 従業者の勤務体制(職員配置等が記載されている重要事項説明書でも可)
- (5) (相談支援事業所の場合) 相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数
- (6) その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

＜具体的な指摘事項＞

- 事業所指定にかかる指令書の掲示がない。
- 運営規程、重要事項説明書、従業者の勤務体制の掲示がない。

実地指導で指摘の多い事項（加算関係）

1 支援等の内容を記録に残すことが要件となっている加算

（例）緊急時対応加算、欠席時対応加算、
入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、
帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、
障がい福祉サービスの体験利用支援加算、
緊急短期入所受入加算、入院・外泊時加算、
関係機関連携加算、リハビリテーション加算 等

「この他、該当する加算は
事業所でも確認すること！」

⇒ **相談援助の記録**、支援した内容等について
必ず記録に残しておくこと

記録がない場合、加算要件不充足

実地指導で指摘の多い事項(加算関係)

2 個別支援計画等への位置づけが要件となっている加算

(例) 訪問支援特別加算、入院・外泊時加算(Ⅱ)

入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、
帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、

日中支援加算(Ⅰ、Ⅱ)、夜間支援等体制加算(Ⅰ)

リハビリテーション加算、栄養マネジメント加算、

経口移行加算、経口維持加算、

施設外就労加算、移行準備支援体制加算 等

この他、該当する加算は
事業所でも確認すること！

⇒ **個別支援計画等に、あらかじめ**当該支援について
定めておくこと(支援の目標や内容等を記載する)

計画への記載がない場合、加算要件不充足

実地指導で指摘の多い事項（加算関係）

3 その他（請求事務にかかる全般的な指摘）

＜具体的な指摘事例＞

- ・サービス提供に関する実績記録の整備ができていない。
- ・サービス提供に関する実績記録において、サービス提供がない欄にも利用者印がある。（予め押印だけしていることが疑われる）
- ・利用者の確認印がなかったり、支援時間や支援内容の記載がないため、サービス提供の有無がわからない。
- ・請求書の「開始時刻」「終了時刻」と実際の支援時間が合致してない。
- ・支援記録では外泊となっているが、請求を行っている。（居住系）
- ・加算については、報酬告示と留意事項で要件を十分確認のうえ請求すること。（本市へ届出が必要な加算等に関しては遅滞なく届出ること。）

その他各サービスごとの加算に関する注意点は別途あり！

実地指導で指摘の多い事項(加算関係)

4 処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算は、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもの。

<具体的な不適切事例>

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算を、対象職種のもの以外にも支給している。

⇒福祉・介護職員処遇改善加算は、直接処遇職員を対象としたものであり、管理者やサービス管理責任者は対象外。(ただし、福祉・介護職員処遇改善特別加算は、加算の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職以外の従業者の賃金改善に充てることも可)

・キャリアパス要件Ⅰは、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について、就業規則等において定めていることが要件であるが、明確な根拠規定が整備されていない。

⇒キャリアパスを設けることで、法人内での育成を行い、職員の定着までつなげることを目的としたもの。

まとめ

◆指定基準および報酬告示の遵守は、事業者の責務です

日頃から指定基準の内容を十分確認のうえ、運営を行うようにしてください。

- ・国の指定基準及び解釈通知、熊本市指定基準条例を今一度熟読すること
- ・報酬告示、留意事項通知、その他各種通知を今一度熟読すること

まとめ

◆報酬請求は、算定要件を十分確認のうえ行ってください

- ・報酬規程、留意事項通知等を十分読み、報酬・加算の要件を確認する
- ・請求根拠となる書類等の整備を確実に行う
(加算要件等を充足していることについて常に明示できるようにしておく)
- 実地指導の結果、多くの事業所で報酬の算定誤り、過誤調整(返還)の必要性が生じています
- 不正請求は、金額の多寡に拠らず指定取消事由となります

まとめ

H30年4月より、指定基準・報酬基準の改正が行われてました。

この機会に、管理者・サービス管理(提供)責任者を中心に、職員みなさまも一緒に、

改めてセルフチェックをお願いいたします！

【4】

介護給付費等の 請求にかかる注意点

請求時の注意点

1 給付費請求における受給者証の確認の徹底

給付費の請求にあたっては、必ず、受給者証の内容に変更がないか利用者に確認を行うこと。（支給量や利用者負担上限月額等）

- ・ 受給者証の内容＝支給決定内容に変更があった場合には、利用者の了承を得て受給者証の写しを事業所で管理すること。
- ・ 請求に当たっては、サービス提供月に係る受給者証を確認すること。

＜給付費の市町村審査（請求審査）にて返戻とする事例＞

- ・ 障害支援区分、利用者負担上限額、支給量等に変更があったにもかかわらず、変更前の受給者証情報をもとに請求を行った。

請求時の注意点

2 支援記録の確認の徹底

毎日の支援について、支援の記録及びその管理を適切に行うこと。

・複数の事業所を利用している利用者もいることから、各事業所で時間等を重複請求することがないように、正確にサービス提供の都度記録しておくこと。

・請求前にサービス提供の記録について利用者本人の承認を得ること。

・請求時に、支援記録等をもう一度確認の上、実績を入力すること。

＜給付費の市町村審査(請求審査)にて返戻とする事例＞

・支援記録の確認誤り等により、他事業所と利用日・時間が重複した請求。

・複数の事業所を利用している場合、各事業所の合計支給量が利用者の決定支給量を超えて請求した(サービス提供の記録について未確認)

請求時の注意点

3 利用者負担上限月額管理事務

利用者負担上限月額が認定されている利用者が複数の事業所を利用する場合、利用者は、負担上限月額まで負担することで足りる。上限額管理事業所となった場合、適切に、利用者負担上限額管理事務を行うこと。

- ・上限額管理事業所となるためには、支給決定者より、「利用者負担上限月額管理事務依頼(変更)届出書」の区役所福祉課への届出が必要であるため、必要に応じて、事業所からも手続きを促すこと。(届出には受給者証も添えることが必要。受給者証に上限管理事業所名の記載が必要。)
- ・ 上限額管理事業所以外の事業所は、上限額管理事業所へ利用者の総費用額等を報告し、上限額管理に協力すること。

請求時の注意点

3 利用者負担上限月額管理事務

利用者負担上限月額が認定されている利用者が複数の事業所を利用する場合、利用者は、負担上限月額まで負担することで足りる。上限額管理事業所となった場合、適切に、利用者負担上限額管理事務を行うこと。

＜給付費の市町村審査(請求審査)にて返戻とする事例＞

- ・上限額管理事業所の届出が未提出
- ・上限額管理事業所の変更にかかる届出が未提出
- ・上限管理事務が適切に行えていない(負担上限月額を超過している)
- ・上限額管理事業所より上限管理結果票が未提出
- ・1事業所のみ利用で上限額管理の必要性がないのに、上限額管理加算を算定している。

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

3 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合、同一支給決定保護者について1つの利用者負担上限月額の適用される。つまり、世帯での上限額管理事務を行う必要がある。

【国の制度の考え方】

- ・利用者負担上限月額が4600円の児童が2人障害児通所支援を利用している場合、世帯で4600円までの利用者負担額でよい。
- ・同一世帯での上限管理事務が難しい場合には、償還払いを行うこととされている。

3 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

【本市の独自助成(自治体助成)の考え方】

- ・本市はこれまで、本市独自助成(自治体助成)を実施しており、利用者負担等の考え方が複雑であるため、児童1人ひとりでの上限額管理および本市独自助成の請求を実施していた。(助成率が2分の1であるため、実質的な利用者負担が上限額を超過する影響があまり大きくなかった)
- ・今般、助成率を2分の1から4分の1に見直したことにより、上限月額を超過するパターンが増え、償還払いまでの期間、利用者に一時的に負担をお願いすることになってしまう。
- ・これらの理由により、今後は、請求時に、世帯での利用者負担上限額の管理を実施し、給付費、利用者負担額および自治体助成分請求額の請求するよう変更する。**(平成30年9月受付分より)**

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

3 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

【例】2人兄弟が児童通所支援を利用した場合(負担上限月額: 4, 600円)

●平成29年度まで

(本市自治体助成額は利用者負担の2分の1の額)

長男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4, 600円
自治体助成額	2, 300円

次男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4, 600円
自治体助成額	2, 300円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 2, 300円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 2, 300円

世帯合計利用者負担額
4, 600円

償還額: 4, 600円 - 4, 600円 = **0円**
(世帯合計利用者負担額) - (利用者負担上限月額) ↑償還なし

●平成30年度以降

(本市自治体助成額は利用者負担の4分の1の額)

長男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4, 600円
自治体助成額	1, 150円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 3, 450円

次男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4, 600円
自治体助成額	1, 150円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 3, 450円

世帯合計利用者負担額
6, 900円

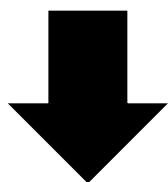
償還額: 6, 900円 - 4, 600円 = **2, 300円**
(世帯合計利用者負担額) - (利用者負担上限月額) ↑償還あり

償還を発生させないため、**世帯の上限月額を適用し、利用者負担額を4600円までとする。**
この時、自治体助成は0円(2人にそれぞれ自治体助成をするよりも利用者負担額は少ないため)

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

3 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

・利用日数等により、それぞれの利用者負担額から自治体助成額を引いた実質的な利用者負担額の合計が負担上限月額に達しない場合は、自治体助成は発生する。



計算シートをご活用下さい！

●平成30年度以降 (本市自治体助成額は利用者負担の4分の1の額)			
長男の請求明細書		次男の請求明細書	
総費用額	2万円	総費用額	2万円
1割相当額	2,000円	1割相当額	2,000円
利用者負担額	2,000円	利用者負担額	2,000円
自治体助成額	500円	自治体助成額	500円
最終利用者負担額 (自治体助成額を引いた 実質的な負担額)	1,500円	最終利用者負担額 (自治体助成額を引いた 実質的な負担額)	1,500円
世帯合計利用者負担額 3,000円			

償還額: 3,000円 < 4,600円
(世帯合計利用者負担額) (利用者負担上限月額)

自治体助成後の実質的な負担額の合計が世帯の上限月額に達していないため、それぞれに利用者負担および自治体助成を行う

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

3 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

【計算シートの紹介】

- ・掲載場所

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

長男の請求明細書

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

市町村番号	4	3	1	0	0	1
助成自治体番号	4	3	1	0	0	1

平成	3	0	年	0	8	月	分
----	---	---	---	---	---	---	---

受給者証番号	5	0	1	2	3	4	5	6	7	8
支給決定障害者等氏名	熊本 太郎									
支給決定に係る障害児氏名	熊本 一郎									

指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	9
事業者及びその事業所の名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所									
地域	上限額管理事業所の届出が必要									

利用者負担上限月額 ①		4	6	0	0
-------------	--	---	---	---	---

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	管理結果	1	管理結果額		4	6	0	0
	事業所名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所																

中略

請求額集計欄	サービス種類コード	6	3	放課後等デイ															合計
	サービス利用日数	1	5	日															
	給付単位数		1	0	0	0	0												
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位				円/単位				円/単位					
	総費用額	1	0	0	0	0	0												
	給付率に基づく	1割相当額		1	0	0	0	0											
		利用者負担額②		1	0	0	0	0											
	上限月額調整(①②の内少ない数)			4	6	0	0												
	調整後利用者負担額						0												
	上限額管理後利用者負担額						0												
	決定利用者負担額			4	6	0	0												
	請求額	給付費		9	5	4	0	0											
		特別対策費																	
自治体助成分請求額							0												

世帯での利用者負担月額を適用することで、2人にそれぞれ自治体助成をするよりも利用者負担額は少ないため、自治体助成分請求額は0円

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

次男の請求明細書

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

市町村番号	4	3	1	0	0	1
助成自治体番号	4	3	1	0	0	1

平成	3	0	年	0	8	月	分
----	---	---	---	---	---	---	---

受給者証番号	5	0	9	1	2	3	4	4	6	7
支給決定障害者等氏名	熊本 太郎									
支給決定に係る障害児氏名	熊本 二郎									

指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	9
事業者及びその事業所の名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所									
地域	上限額管理事業所の届出が必要									

利用者負担上限月額 ①		4	6	0	0
-------------	--	---	---	---	---

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	9	管理結果	1	管理結果額				0
	事業所名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所																

中略

請求額集計欄	サービス種類コード	6	3	放課後等デイ														
	サービス利用日数	1	5	日														
	給付単位数		1	0	0	0	0											
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位				円/単位				円/単位				
	総費用額	1	0	0	0	0	0											
	給付率に基づく	1割相当額		1	0	0	0	0										
		利用者負担額②		1	0	0	0	0										
	上限月額調整(①②の内少ない数)			4	6	0	0											
	調整後利用者負担額						0											
	上限額管理後利用者負担額						0											
	決定利用者負担額						0											
	請求額	給付費		9	5	4	0	0										
		特別対策費																
	自治体助成分請求額						0											

長男で世帯の利用者負担上限月額を超過しているため、**上限管理の結果、次男の利用者負担額は0円**

長男で世帯の利用者負担上限月額を超過しているため、**上限管理の結果、次男の利用者負担額は0円**

利用者負担額は0円なので、**自治体助成も0円**

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

3 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

【依頼事項】

- ①同一世帯の複数児童の上限管理の実施時期は、平成30年9月受付分から行います。
- ②平成30年7月～8月までに、同一世帯での兄弟姉妹の把握をお願いします。(特に、異なる事業所利用の場合等)
- ③同一世帯で複数児童がいる場合で、上限管理事業所を設定していない世帯については、上限管理事業所の届出をお願いします。

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

3 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

【注意点】

- ・同一人で障害福祉サービスと障害児通所支援を利用している場合は、これまでどおり、それぞれの受給者番号ごとに上限管理をする。世帯合算後、上限月額を超過する場合は、高額障害福祉サービス等で償還払いを行う。
- ・同一世帯に障害福祉サービスを利用している18歳以上の者がいる場合は、これまでどおり、1人ずつの上限管理とする。

(参考)本市利用者負担軽減制度(自治体助成)の見直しについて

・平成30年4月サービス提供分以降の自治体助成の区分は以下のとおり

○障がい者について

				市助成後の実質的な負担上限月額	
	区分	世帯の収入状況		国の負担 上限月額	
	生活保護	生活保護受給世帯		0円	現制度 (市1/2)
	低所得	市町村民税非課税世帯		0円	新制度
①	一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)又は共同生活援助利用者を除く		9,300円	4,650円
②	一般2	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)又は共同生活援助利用者に限る		37,200円	6,975円 (1/4助成)
③	一般2	市町村民税課税世帯に属する者のうち、①又は②に該当しない者		37,200円	18,600円
					27,900円 (1/4助成)
					37,200円 (助成廃止)

○障がい児について

				市助成後の実質的な負担上限月額	
	区分	世帯の収入状況		国の負担 上限月額	
	生活保護	生活保護受給世帯		0円	現制度 (市1/2)
	低所得	市町村民税非課税世帯		0円	新制度
④	一般1	市町村民税課税世帯 (所得割額28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円	2,300円
			入所施設利用の場合	9,300円	3,450円 (1/4助成)
⑤	一般2	上記以外		37,200円	4,650円 (1/4助成)
					6,975円 (1/4助成)
					37,200円 (助成廃止)

【5】

業務管理体制の整備に 関する届出

平成24年4月1日障害者自立支援法改正



全ての障害者(児)施設・事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届出ることとされた。

※業務管理体制

不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るために事業者が整備する体制。指定事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理が前提。

業務管理体制の整備基準(施行規則第34条の27)

- ①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(法令遵守責任者)の選任
- ②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備
- ③業務執行状況の定期的な監査の実施

○指定事業所数(施設含む)が1以上20未満の事業者 ①のみ

○指定事業所数20以上100未満 ①及び②

○指定事業所数100以上 ①②及び③

※多機能型等の場合サービス種別毎に1事業所とカウントする。

例①生活介護と自立訓練(生活訓練)と就労継続支援B型の多機能型事業所の場合→指定事業所数は3

例②同一の事業所で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合→指定事業所数は2

- **法令遵守責任者**の要件については、何らかの資格等を求めるものではないが、障害者総合支援法及び法に基づく命令の内容に精通し、**内部の法令順守を確保できる者**を想定（代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではない）。
- 法令遵守規程は、従業者等に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要あり（チェックリストに類するものを作成する必要はなし）。

※日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者等の実態に即したもののでもよい。

未提出の事業者におかれては、速やかに届出をお願いします。

なお、**届出済みの事業者も**、主たる事務所の所在地、代表者氏名、法令遵守責任者の氏名等に**変更が生じた場合は、変更届出が必要**となります。(第3号様式又は第4号様式)

届出先

○熊本市役所 障がい保健福祉課
〒860-8601(住所記載不要)

※封筒に、「業務管理体制整備届出書 在中」と記載してください。

※事業所等が熊本県内のみに所在する(市外にも事業所がある)
事業所は以下の提出先に提出

〒862-8570(住所記載不要) 熊本県庁 障害者支援課

※事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は以下の提出
先に提出

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課

第1号様式

受付番号

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称

代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

1 届出の内容										
(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係（整備）										
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）										
2 事業者	フリガナ									
	名称又は氏名									
	住 所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 ー)		都 道 府 県		都 市 区			
			(ビルの名称等)							
	連 絡 先		電話番号				FAX番号			
	法人の種類									
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名		フリガナ		生年	月	日	
			(郵便番号 ー)		都 道 府 県		都 市 区			
	代表者の住所				(ビルの名称等)					
	3 事業所名称等及び所在地		事業所名称	設置年月日	事業内容	サービス種別	所 在 地			
		計 画 所				国 道 沿 道				
4 障害者総合支援法上の該当する条文（事業者の区分）		(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)								
		(2) 法第51条の31(指定相談支援事業者)								
5 障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日			
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要							
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要							
6 区分変更	区分変更前の行政機関名称、担当部(局)課									
	事業者(法人)番号									
	区分変更の理由									
	区分変更後の行政機関名称、担当部(局)課									
区分変更日		年 月 日								

(日本工業規格A列4番)

【6】

防犯、防災体制等

防犯体制について

- ・平成28年7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設において多数の入所者が殺傷される事件が発生



- ・事件発生を受け、警察本部・熊本県と連携し、防犯講習会開催（平成28年9月12日）。
- ・各事業所において適切なリスクマネジメントを行い、入所者等の安全確保に万全を期していただきたい。
- ・事件や事故発生時は迅速かつ適切な措置を実施するとともに、市への報告をお願いする。

防犯体制について

【求められる防犯対策】

- ・日中及び夜間における緊急時の対応体制を構築するとともに、施錠などの防犯措置の徹底
- ・日頃から警察関係機関との連携体制構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること
- ・入居者等の家族やボランティア、地域住民等との連携体制の強化
- ・緊急時の対応訓練の実施

防災体制について

- 平成28年熊本地震(4月14日及び16日未明発生)による被害
- 平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生(岩手県の認知症高齢者グループホームで多数の犠牲者)
- 平成30年1月31日、札幌市内の高齢者等が多く入所する施設で火災発生。11名死亡。



各事業所等において今一度防災(防火含む)対策を再点検していただき、被害発生時は速やかに報告いただくようお願いします。

防災体制について

【求められる防災対策】

- ・非常災害対策計画の策定
- ・避難訓練の実施

いずれも火災・地震に関する計画に加え、今般風水害による甚大な被害が生じたことを踏まえ、風水害・土砂災害の場合を含む起こりうる災害に網羅的に対応できているかを確認すること。

防災体制について

【指定基準について】

- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- ・非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

【7】

障害者虐待防止法

1. 法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。
-

2. 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

①養護者による障害者虐待

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)

②性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)

③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)

④放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)

⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）"] </pre>	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] C -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] D -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

(H29.3 厚労省作成「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」から抜粋)

(※2)放課後等デイサービスのみのみ
(※3)小規模住居型児童養育事業、
里親、乳児院、児童養護施設、障
害児入所施設、情緒障害児短期
治療施設、児童自立支援施設、指
定発達支援医療機関等(児童福
祉法第33条の10)

(※)4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

年齢 場所		福祉施設・事業							
	在宅 (養護者・保護者)	障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法			企業	学校 病院 保育所
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等 ※3	障害児相談支援事業所		
18歳未満	<u>児童虐待防止法</u> ・被虐待者支援 (都道府県) ※1	<u>障害者虐待防止法</u> ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	<u>障害者虐待防止法</u> ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	<u>障害者虐待防止法(省令)</u> ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	<u>児童福祉法</u> ・適切な権限行使 (都道府県) ※4	<u>障害者虐待防止法(省令)</u> ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	<u>障害者虐待防止法</u> ・適切な権限行使 (都道府県労働局)	<u>障害者虐待防止法</u> ・間接的防止措置 (施設長・管理者)
18歳以上65歳未満	<u>障害者虐待防止法</u> ・被虐待者支援 (市町村)			— 【特定疾病40歳以上】	(20歳まで) ※2 —	【20歳まで】 —	—		
65歳以上	<u>障害者虐待防止法</u> <u>高齢者虐待防止法</u> ・被虐待者支援 (市町村)			<u>高齢者虐待防止法</u> ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—	—		

定義（虐待） ①身体的虐待

- 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

<具体例>

- ・ 平手打ちする ・ 殴る ・ 蹴る ・ つねる
- ・ 無理やり食べ物を口の中に入れる ・ やけどや痣のできる暴行等々
- ・ 正当な理由のない身体拘束

定義（虐待） ②性的虐待

- 障害者にわいせつな行為をすること、または障害者をしてわいせつな行為をさせること

<具体例>

性交、性器への接触、性的行為の強要、裸にする、裸の写真を撮る、キスする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる

＊心理的に抵抗できないことがあることに注意

定義（虐待） ③心理的虐待

- 障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心的外傷を与える言動

<具体例>

馬鹿、アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、ののしる、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格をおとしめるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等

※「脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること」に該当すれば、すべて虐待である

定義（虐待） ④放棄・放置

- 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置

⇒ 食事、排泄、洗濯、入浴等の身辺の世話や介助をしない、必要な医療・福祉サービスを受けさせないこと等によって、障害者の身体・健康状態を悪化させる等、養護を著しく怠ること

- 養護者以外の同居人、施設の他の利用者、他の労働者による身体的、性的、心理的虐待の放置等養護すべき義務を怠る

⇒ 見て見ぬふりも虐待となりうる

定義（虐待） ⑤経済的虐待

- 障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者の親族を含む）

＜具体例＞

1. 年金や賃金を渡さない
2. 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
3. お金を渡さない、使わせない
4. 本人の同意なしに財産を施設等に寄付させる

正当な理由のない身体拘束は虐待である（１）

身体拘束のルール

- ・ 必要のない身体拘束は「虐待」

⇒「利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」障害者総合福祉法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（３９条）

- ・ 必要性はどう判断されるのか

①行動支援計画（個別支援計画）を作る

②身体拘束した場合の記録

③本人及び家族への説明

④記録の保管、行政への提出 ⇒ **「組織」で判断**

正当な理由のない身体拘束は虐待である（２）

（身体拘束実施の３要件）

- 切迫性、非代替性、一時性の３要件すべてを満たすこと
- ３要件すべてに当てはまる場合でも、慎重な対応が必要

切迫性

- 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

身体拘束を行うことで本人の日常生活に与える悪影響を勘案、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いか否かを確認したのか

非代替性

- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

複数のスタッフで確認したのか。拘束方法は、利用者本人の状態像などに応じて最も制限の少ない方法を検討したのか

一時性

- 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束その他の行動制限が、本人の状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したのか

身体拘束の解消に向けた取り組みの徹底

指定基準について

- ア 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- イ 身体拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の状況、理由などを記録しなければならない。
- ウ やむを得ず身体拘束等を行った場合は、本市及び利用者の家族等へ連絡しなければならない。（ウのみ本市の独自基準）
- ⇒ なお、個別支援計画に規定した身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は不要である。
- ⇒ ただし、個別支援計画に規定した以外の態様の身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は必要である。

やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きについて

本人からのアセスメント
家族からの聞き取り 等

日常の支援

やむを得ず身体拘束等を行う必要性を確認

個別支援計画の作成会議(組織による決定)

本人及びその家族等への説明・同意

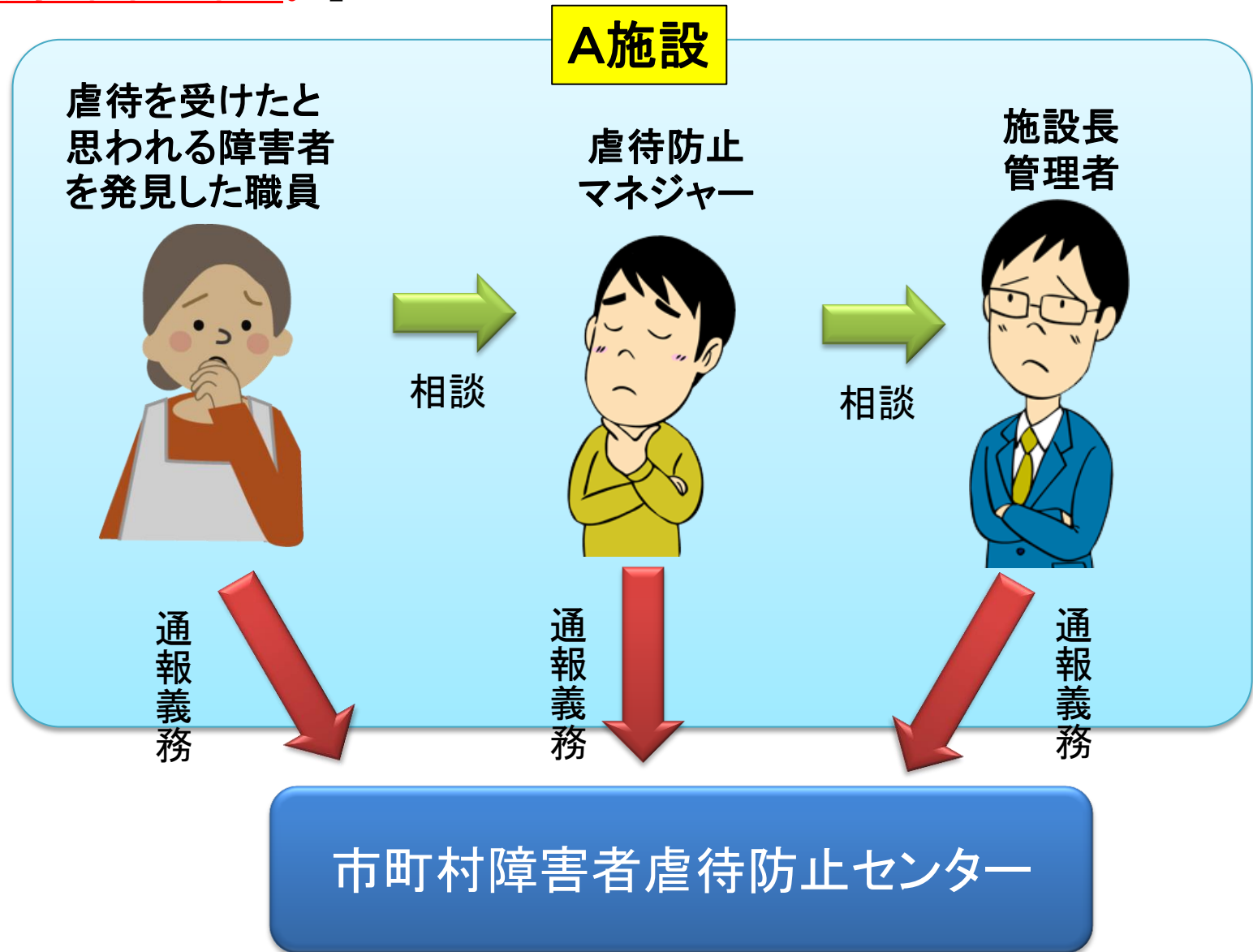
個別支援計画に基づく支援

虐待の早期発見と通報

- 虐待を発見した者の通報義務（7条1項、16条1項、22条1項）
 - ⇒虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない（通報義務がある）
- 通報先 市町村（または都道府県）
 - ⇒市町村障害者虐待防止センター（32条）
- 早期発見に努める義務（6条）

通報義務の開始

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない。」



通報等による不利益取扱いの禁止（１）

- 16条3項（施設従事者等による虐待）、22条3項（使用者による虐待）

刑法等の守秘義務規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない

⇒ 虚偽・過失を除くとされているが、「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者」に通報義務が課せられていることから、虐待があると考えたことに一応の合理性があれば「過失」はない

通報等による不利益取扱いの禁止（２）

■ 16条4項、22条4項（内部通報者の不利益取扱いの禁止）

障害者福祉施設従事者等及び労働者は、通報等を行ったことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない

⇒解雇のみならず、降格、減給等の処分も含まれる

※施設内（職場内）の閉ざされた環境での虐待を知りうる立場にある従事者等（労働者）による、早期発見・早期対応が極めて重要

3. 深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」

⇒ **虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄**



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

虐待事例

事例 1) 支援員の A さんは、利用者が作業中に居眠りをした際、激しく叱責し、立たせたまま作業をさせた。利用者が座ろうとすると、再び「座るな」等と激しく叱責した。

虐待です。見た職員は速やかに市町村（虐待防止センター）に通報するか、管理者もしくは虐待防止マネージャーに報告する必要があります。

虐待と認定される案件です。

なぜ、居眠りへの対応が「叱責と立たせたままの作業」になるのか。支援方法の検討はしているのか。他支援員はどのような支援をしているのか。個別支援計画はどのように作成されているかなど、支援員 A さんの問題としてだけ取り上げるのではなく、事業所としての対応方法にも問題が認められるものです。市町村又は虐待防止委員会での徹底的な原因究明と今後の支援方法の検討が必要です。

虐待とは？

「保護される者」が「保護する者」により、身体的、心理的、経済的な不利益を被ること
(日本社会福祉士会「H28現場のための障害者虐待防止研修」資料より)

- ⇒ **被害者は虐待行為を拒めない立場**
- ⇒ **自覚がなくても、苦痛を感じたり生活上困難な立場に置かれている**

【8】

障害者総合支援法改正
基準条例改正等

平成30年4月から施行の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣 旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概 要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

基準条例改正

○改正を行った条例

- (1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 【指定基準条例】
- (2) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 【最低基準条例】
- (3) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 【施設指定基準条例】

基準条例改正

【主な改正点】

○就労定着支援の創設

○自立生活援助の創設

○日中支援サービス支援型指定共同生活援助の創設

○共生型サービスの創設

- ・共生型居宅介護
- ・共生型重度訪問介護
- ・共生型生活介護
- ・共生型短期入所
- ・共生型自立訓練（機能訓練）
- ・共生型自立訓練（生活訓練）

○その他

就労定着支援の創設

【サービスの内容】

一般企業に就労した障害者が就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う

【人員】

○就労定着支援員

常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上

○サービス管理責任者

利用者数が60以下

1以上、

利用者数が61以上

1に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

【設備】

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等

就労定着支援の創設

【運営主体】

過去3年間に於いて平均1人以上、一般就労に移行させている指定障害福祉サービス事業者

【職場への定着のための支援の実施】

- 一般就労先の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うこと
- 利用者又はその家族に対し、雇用継続に伴う問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供すること
- 月に1回以上、利用者と対面すること
- 月に1回以上、一般就労先を訪問する等により、利用者の職場での状況を把握するよう努めること

【サービス利用中に離職する者への支援】

指定就労定着支援の提供期間中に一般就労先事業所を離職し、他の一般就労先への就職等を希望する場合は、指定特定相談支援事業所等と連携し、関係者等との連絡調整その他の便宜を提供すること

自立生活援助の創設

【サービスの内容】

施設入所支援等を退所した障がい者等を対象として、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う

【人員】

- | | |
|------------|--|
| ○地域生活支援員の数 | 事業所ごとに1以上
利用者数が25又はその端数を増すごとに1 |
| ○サービス管理責任者 | |
| 利用者数が30以下 | 1以上 |
| 利用者数が31以上 | 1に、利用者数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 |

【設備】

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等

自立生活援助の創設

【運営主体】

- 指定障害福祉サービス事業者
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は
共同生活援護事業者に限る）
- 指定障害者支援施設
- 指定相談支援事業者

【定期的な訪問による支援】

おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問すること

【随時の通報による支援等】

- 利用者からの通報があった場合は、速やかに居宅への訪問等による情報把握を行うこと
- 利用者の家族、関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を講じること
- 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保すること

日中サービス支援型指定共同生活援助の創設

【サービスの内容】

常時の支援体制を確保することにより、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う

【人員】

○世話人

※夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯

常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

○生活支援員

※夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯

区分に応じ必要とする数

○サービス管理責任者

利用者数が30以下 1以上

利用者数が31以上 1に、利用者数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

○夜間支援従事者

※夜間及び深夜の時間帯

世話人又は生活支援員(宿直勤務を除く) 1以上

日中サービス支援型指定共同生活援助の創設

【設備】

- ・共同生活住居の入居定員 2人以上10人以下
- ・一つの建物の入居定員の合計 20人以下
- ・共同生活住居に有するユニットの入居定員 2人以上10人以下
- ・居室
 - 定員 1人(利用者のサービス提供上必要な場合は2人可)
 - 面積 7.43㎡以上(収納設備等を除く)

【運営】

- 常時1人以上の従業者を介護又は家事等に從事させること
- サービスと同時に短期入所(併設型又は単独型)を同時に行うこと
- 地域協議会等に対して定期的に実施状況等を報告し、必要な要望、助言等を聞くこと
- ※ モニタリング実施標準期間 3月
- ※ 適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者(法人)と指定計画相談支援を行う事業者(法人)は別であることが望ましい

共生型サービスの創設

【対象となるサービス】

- ・共生型居宅介護
- ・共生型重度訪問介護
- ・共生型生活介護
- ・共生型短期入所
- ・共生型自立訓練（機能訓練）
- ・共生型自立訓練（生活訓練）

【人員等】

各基準該当サービスに倣った基準を設定

共生型サービスの創設

【共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準】

- 従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること
- 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

【共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準】

- 従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること
- 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

共生型サービスの創設

【共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準】

- 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援等を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること
- 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

【共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準】

- 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること
- 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること
- 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

共生型サービスの創設

【共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準】

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員 29人以下
 - ※ サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては18人以下
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員が登録定員の2分の1に相当する数から15人までの範囲内であること
 - ※ 登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員の人数に応じそれぞれ定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人までの範囲内であること
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

共生型サービスの創設

【共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準】

- 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること
- 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること
- 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

【共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準】

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること
- 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

共生型サービスの創設

【共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準】

- 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること
- 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること
- 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

共生型サービスの創設

【共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準】

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下であること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員の人数に応じそれぞれに定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内であること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

共生型サービスの創設

【共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準】

- 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

共生型サービスの創設

【共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準】

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下であること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員の人数に応じそれぞれ定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内であること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

その他

- 指定自立訓練(機能訓練)・指定自立訓練(生活訓練)
障害種別によらず利用できるものとする
- 多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法に基づく「居宅訪問型児童発達支援」を追加
- 生活介護事業者が行うべき支援の追加
障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携して、利用者が一般就労した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること
- 就労移行事業者が行うべき支援の追加
利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施すること
- 障害者支援施設(児者併設型)におけるみなし規定の削除
みなし規定を削除
※ 現に指定を受けている指定障害者支援施設に係る基準については、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする

【9】

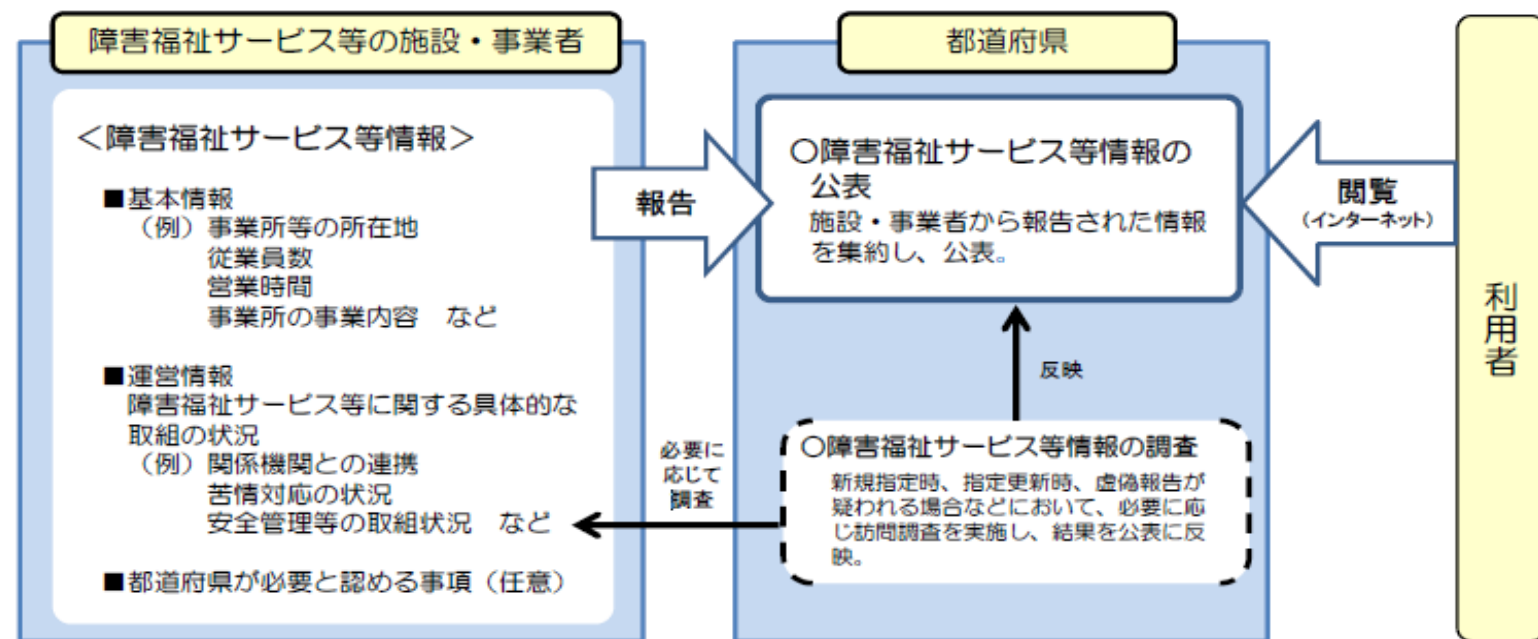
障害福祉サービス等
情報公表制度の施行

障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



障害福祉サービス等情報公表制度

○ 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。

○ 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。

「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。

「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

障害福祉サービス等情報公表制度

<今後のスケジュールについて>

(1) 5月以降: システム運用開始並びに都道府県等(指定都市)及び事業者(法人等)へのID等の通知

- ・平成30年4月の制度施行と併せて、都道府県等及び各事業者(法人等)に対して、登録したメールアドレス宛てに、情報公表システムからID及びパスワードを送付(メール)。

(2) **～7月31日**: 事業所の詳細情報の入力・報告

- ・事業者は、受領したID及びパスワードを用いて、**情報公表システムにログインし、事業所の詳細情報を入力した上で、報告。**

※平成30年4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとしている事業者については、指定を受けた日から2ヶ月以内に報告。

障害福祉サービス等情報公表制度

(3) 承認

- ・報告後、都道府県等で報告内容を確認し、承認。
(確認時、修正等必要に応じて差戻し等の処理を行う。)

(4) 9月下旬:障害福祉サービス等情報の公表開始

- ・上記で報告した事項を市が確認後、情報公表システムに
公表依頼を行った事業所情報を、WAMNET上に公表。

※未提出の事業者におかれては、速やかに届出をお願いします。

※マニュアル等は障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載

【10】

その他・事務連絡

事業所メールアドレスについて

①当課から事業所様宛の連絡・通知等は原則としてメールを使用しており、事業所において、アドレスを変更した場合は遅滞なくその旨連絡下さいますようお願いいたします。

(登録されたアドレスに送信したところ、宛先不明で返送されたケースが複数ありました。)

②また、日常において事業所様宛て受信メールのチェックをしてください。

質問票の活用について

- ①事業所の指定基準、報酬関係、請求関係に関する質問については、原則として、メールまたはFAXを活用して下さい。
- ②質問内容については、事業所において予め指定基準、報酬告示、その他関係通知等を熟読し、把握したうえでなお不明な点に限定して問合せを行って下さい。
- ③質問に対する回答は、当課で確認後、お電話等で回答します。質問内容によっては、回答までに時間を要する場合があります。
- ④電話での問合せまたは面談予約のないご来庁による問合せは、担当者が対応できない場合があります。
変更届等の提出と併せて、ご来庁頂いた際のお問合せ（面談の予約がない場合に限る）については、お断りする場合があります。

質問票の様式

熊本市障がい保健福祉課 自立支援班宛 質問票				
		質問日	年	月 日
事業所番号		事業所名		
担当者名		電話番号		
		F A X 番号		
メールアドレス				
質問内容	(項目)			
	(質問内容)			
	(質問に対する事業所様の見解)			
	(参考資料) 事業所様の見解の根拠とした参考資料があれば			
	※例：障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編 熊本市□□□条例 第○条 厚労省通知 ○月○日付け 等			
(注) 1 質問は1枚につき1項目としてください。 2 色付きセル欄のみ記入してください。 3 回答までに2週間程度要する場合がございます。予めご了承下さい。				
(障がい保健福祉課 自立支援班：回答控え)				
確認欄	到達日	年	月	日
	回答日	年	月	日
	回答方法			
	回答内容			
担当	(回答者) 熊本市障がい保健福祉課 自立支援班 担当			

●ホームページ掲載場所：
 熊本市ホームページ(トップ画面) > 分類から探す
 > 健康・福祉・子育て >
 障がい者(児)福祉 > 障がい福祉サービス > 介護給付費等、障害児通所給付費、計画相談支援給付費等に係る支給申請書等の様式

事業所の休止・廃止の届出について

- ①事業の休止または廃止をする場合は、休止日又は廃止日の1月前までに届出が必要です。
- ②休止（廃止）届に併せて、現利用者の氏名、異動先サービス等のリストを提出して下さい。
- ③経過措置等の終了に伴う、人員不足等を原因とした休止・廃止についても、遅滞なく、休止（廃止）届を提出して下さい。
- ④事業の再開をする場合は、再開の届出が必要です。
- ⑤再開届に併せて、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を提出して下さい。また、休止前から変更がある事項（例：運営規程、平面図、サビ管等）については、必要な書類を添付して下さい。

事業所の変更届について

- ① 最低基準、指定基準、各種様式及び添付資料については、熊本市のホームページに掲載しておりますので、必ずご覧になったうえで関係書類の提出をお願いします。
- ② 事業所の開設、移転、グループホームの住居の追加などにおいては、建築基準法(熊本市建築指導課)、消防法(熊本市消防局)、都市計画法(熊本市開発景観課)などの関係法令等の基準を満たしていることが必要です。
- ③ 事業所の名称、所在地、運営規程及び介護給付費等の請求に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、10日以内にその旨を市長に届け出てください。

※加算算定の時期:届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

※加算の届出については、届出の前に加算要件や趣旨を十分確認をしてください。確認が不十分だったために、過去何年間分も過誤が発生している事例がありますのでご注意ください。

- ④ 提出した書類については、事業所でも保管をお願いします。

事業所のどのような変更があった場合に変更届出書を提出するのか

事業所の名称
事業所の所在地
事業者(法人)の名称
事業者(法人)の主たる事務所の所在地
事業者(法人)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
事業者(法人)の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書
事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
事業所のサービス管理(提供)責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
運営規程
介護給付費等の請求に関する事項(加算、減算等の届出)
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
事業者(法人)の役員の氏名、生年月日及び住所

※ 上記以外に、短期入所事業所における「事業種別」等もある。

定員変更・年度当初の確認について

○定員変更

事業所の定員変更については、障がい福祉計画との整合性を図る必要があります、事業運営の根幹に関わるものであるため、変更後10日以内ではなく、変更の1～2ヶ月前に事業計画書、収支予算書、利用者の実績などの関係書類を作成し、事前に相談してください。

○年度当初の確認

- 算定している適用単価や加算の中で、前年度実績等に基づき算定しているものがあれば、前年度実績の確認が必要となります。**年度当初は必ず確認をお願いします。**

例) 就労定着支援体制加算、就労移行支援体制加算、重度者支援体制加算、夜間支援等体制加算(Ⅰ・Ⅱ)など

- 人事異動などにより、専門職の方の配置が変わる場合、加算要件に該当するかどうか、**必ず確認をお願いします。**

例) 福祉専門職員配置等加算、特別支援加算など

⇒ 確認がされていなかったために、**過去何年間分も過誤が発生している事例がありますので十分ご注意ください。**

お問い合わせ先について

① 障がい保健福祉課

TEL 096-328-2519（直通）

【指定担当】 障害福祉サービス事業所等の指定及び変更等

【請求担当】 介護給付費等の請求関係

※事業所数も増え、当課へのお問い合わせ件数が増えておりますので、緊急ではないものにつきましては、「返戻理由質問票」をご活用いただけると助かります。（回答は、後日電話等にてこちらからご連絡いたします。）

② 介護給付費等の支給決定関係

（契約内容報告書や受給者証に関すること等）

中央区役所	福祉課	TEL 096-328-2311
東区役所	福祉課	TEL 096-367-9127
西区役所	福祉課	TEL 096-329-5403
北区役所	福祉課	TEL 096-272-1118
南区役所	福祉課	TEL 096-357-4129

熊本市ホームページにおける報酬告示等及び各種申請書等の掲載について

熊本市のホームページのトップ画面



分類から探す⇒「健康・福祉・子育て」を選択



障害者(児)福祉 の「障がい福祉サービス」を選択

①障害福祉サービス事業者等

⇒「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設について」を選択

②障害児通所事業者等

⇒「指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設について」を選択

③相談支援事業者等

⇒「指定(一般、特定及び障害児)相談支援事業者について」を選択

④介護給付費等の請求等

⇒「介護給付費等、障害児通所給付費、計画相談支援給付費等に係る支給申請書等の様式」を選択

よく使う各種様式について(介護給付費等の請求等)

①介護給付費等の請求における主な様式

- ・【通常】過誤調整依頼書 : 通常の過誤調整の際にご利用下さい。
- ・【同月】過誤調整依頼書 : 過誤調整および再請求を同月で行う場合の同月過誤の際にご利用下さい。(同月過誤は事前に国保連等への調整必要)
- ・介護給付費等返戻依頼書: 市町村審査までの期間に請求内容等に誤りを発見し、当月の請求分を取下(返戻)を希望する場合の連絡にご利用下さい。
- ・返戻理由質問票: 返戻となった場合の質問にご利用下さい。

②HP掲載場所

熊本市ホームページ(トップ画面) > 分類から探す > 健康・福祉・子育て > 障がい者(児)福祉 > 障がい福祉サービス > 介護給付費等、障害児通所給付費、計画相談
支援給付費等に係る支給申請書等の様式